旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年11月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①華益商事株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8470号　④華益商事株式会社　東京都台東区東上野五丁目10番２号　代表取締役　林立　⑤本社営業所　東京都台東区東上野五丁目10番２号　⑥令和５年11月30日　⑧令和８年９月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区東上野五丁目10番２号　華益商事株式会社　代表取締役　林立

Ｂ　①ＨＳＢ　ＪＡＰＡＮ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8310号　④ＨＳＢ　ＪＡＰＡＮ株式会社　東京都墨田区菊川３－15－２　代表取締役　ビノッド　クマール　シェラチャン　⑤ＨＳＢ　ＴＲＡＶＥＬ　東京都新宿区西新宿７－６－８アイアイビル３Ｆ　⑥令和５年２月２日　⑧令和７年９月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都墨田区菊川３－15－２　ＨＳＢ　ＪＡＰＡＮ株式会社　代表取締役　ビノッド　クマール　シェラチャン

Ｃ　①株式会社ツーリスト中部　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1133号　④株式会社ツーリスト中部　愛知県清須市助七一丁目176番地　代表取締役　平本直靖　⑤本社営業所　愛知県清須市助七一丁目176番地片岡ビル１Ｆ　⑥平成15年７月７日　⑨令和８年９月17日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県清須市助七一丁目176番地　株式会社ツーリスト中部　代表取締役　平本直靖

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年11月２日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①一般社団法人Ｍｅｔｔａ　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－402号　④一般社団法人Ｍｅｔｔａ　耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森7422－18　代表理事　水戸智子　⑤本社営業所　耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森7422－18　⑥令和８年３月24日　⑦令和８年９月29日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ＴＯＭＯＮＡＲＩ株式会社　②第２種旅行業　③鳥取県知事登録旅行業第２－96号　④ＴＯＭＯＮＡＲＩ株式会社　西伯郡伯耆町岩立16番地９　代表取締役　焦学智　⑤本社営業所　米子市茶町44森本ビル３Ｆ　⑥令和６年６月26日　⑦令和８年８月３日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社トラベル遊　②第２種旅行業務　③大阪府知事登録旅行業第２－2245号　④株式会社トラベル遊　大阪市中央区内平野町二丁目３番１号　代表取締役　林八十彦　⑤本社営業所　大阪市中央区内平野町２丁目３番１号　⑥平成15年８月26日　⑦令和８年９月18日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ファンアイランドツアー　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－4132号　④小林健一　東京都江東区千石３丁目１番24－1222号　⑤本社営業所　東京都渋谷区上原１－32－17－３階　⑥平成８年12月20日　⑦令和８年９月18日　⑧220万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　近藤　幸二

Ａ　①ＪＩＮＥＮ株式会社（ＪＩＮＥＮ　ＴＲＡＶＥＬ）　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－1137号　④ＪＩＮＥＮ株式会社　鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦278－２　代表取締役　波崎大知　⑤千葉支店　千葉県銚子市清水町3259－２　２階　⑥令和７年８月21日　⑦令和８年８月21日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ストークトラベル　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－995号　④株式会社ストーク産業　福岡市博多区博多駅東二丁目10番16号　代表取締役　牛海涛　⑤福岡本社　福岡市博多区博多駅東二丁目10番16号　⑥令和５年６月12日　⑦令和８年９月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　原　優二